

船員向け産業医

選任・活用マニュアル ～ 船員の健康確保に向けて～



令和5年3月
国土交通省海事局

健康確保もスタート

船員の
働き方改革

はじめに



- 四面を海に囲まれる我が国において、国民生活・経済を支える上で、大きな役割を果たしている海運は、船舶の運航を担う船員により支えられています。
- 他方、陸上から離隔した船内において連続して乗船・勤務するといった特殊な環境下で就労する船員は、陸上労働者と比べて疾病の発生率が高く、また、運動不足・不規則な睡眠・食生活になりがちであるため、生活習慣病の割合も高く、長時間労働や人間関係の不安等による高ストレス者の割合も陸上労働者と比べ高い傾向にあります。
- 船員の健康リスクが高まると、突発的な病気等による下船や長期休業等を引き起こすおそれもあり、その結果、安定的な海上輸送の確保にも支障をきたすことになりかねません。船員の確保の観点からも、健康で長く働き続けられる職場にしていくことが必要です。
- このような状況を踏まえ、今般、船員の健康確保を図るため、船舶所有者が組織的に船員の健康管理をサポートする仕組みが設けられました。具体的には、令和5年4月1日より、①船員向け産業医制度、②健康検査結果に基づく健康管理、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する新たな制度が開始されます。
- これにより、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」においては、産業医を選任し、当該産業医のサポートを受けながら、上記②から④の対策をはじめとする船員に対する健康管理に関する取組を実施していただくこととなります。
- 本マニュアルは、船員向け産業医制度の概要や選任に関する手続、社内の安全衛生管理体制における産業医の役割等についてまとめたものです。産業医による産業保健活動が適切に実施され、船員が長く健康に働き続けることができる環境が確保されることを期待します。
- なお、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、上記①、③、④は努力義務となりますが、本マニュアルも参考に、船員の健康確保に努めていただきますようお願いします。



第I章

船員の健康確保に関する新たな制度の概要

船員の健康確保の必要性 2

- 職場内でこういったことはありませんか？
- 船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

新たに導入される4つの制度 3

- 新たに導入される4つの制度とは？
- 上記制度の義務付けの対象となる船舶所有者は？

Point

- 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」とは？
- 「常時使用する船員」とは？

第II章

船員向け産業医制度の概要

船員向け産業医とは 6

- 船員向け産業医とは？
- 船員向け産業医の職務は？
- 船員向け産業医の権限は？

産業医の選任と必要な手続き等 8

- 船員向け産業医の要件は？
- 船員向け産業医の選任のタイミングは？
- 船員向け産業医の選任時の手続きは？
- 船員向け産業医はどう探すの？

Point

- 船員向け産業医による派遣船員への対応

第Ⅲ章

船員向け産業医の主な役割

健康検査結果に基づく健康管理 13

健康検査結果に基づく健康管理
船員向け産業医の主な役割

過重労働対策 14

長時間労働の船員に対する面接指導等
船員向け産業医の主な役割

Point

- 面接指導に係る長時間労働の基準は？

メンタルヘルス対策 16

ストレスチェック及び高ストレス者に対する面接指導等
船員向け産業医の主な役割

船員向け産業医等による船内巡視 18

安全衛生委員会との連携 19

その他船員向け産業医の活用 20

Point

- 船舶所有者による対応における主な留意点等

第Ⅳ章

船員向け産業医制度関係お役立ち情報

船員の健康確保に関する特設ウェブページ 22

船員向け産業医に関する支援ツール 23

船員向け産業医になられる方のために(視聴覚教材)
産業医による船内巡視等の実施手順書

船舶所有者等への各種支援 24

全国健康保険協会(船員保険部)による支援
産業保健に関する相談窓口

船員の健康確保に関する問い合わせ先一覧 25

第Ⅰ章

船員の健康確保に関する新たな制度概要

- この章では、令和5年4月1日より開始する船員の健康確保に関する新たな制度の概要について説明します。
- 本章の内容を踏まえ、船員の健康確保に関する必要な措置等を講じていただきますようお願いいたします。

注 船員の健康確保に関する新たな制度の詳細等については、国土交通省の特設ウェブページ「船員の健康確保について」（22頁参照）に掲載の説明資料等をご覧ください。

船員の健康確保の必要性

❖ 職場内でこういったことはありませんか？

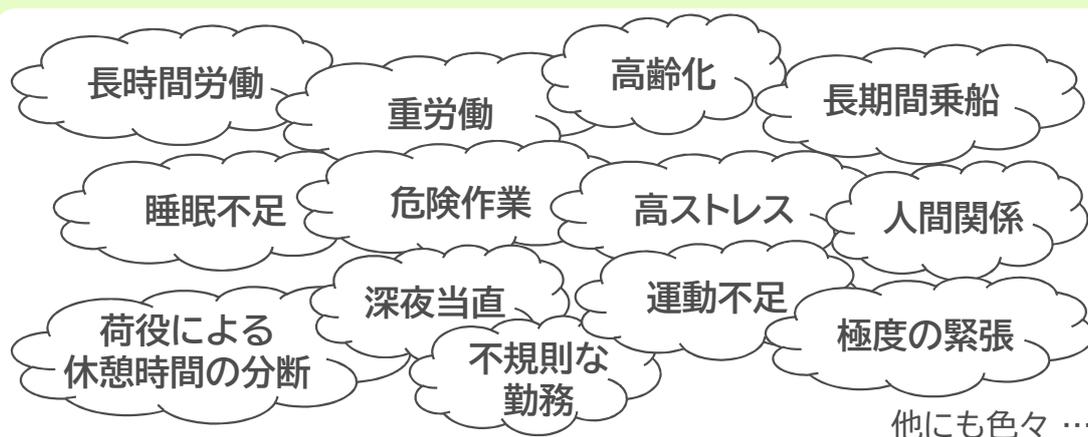
- ✓ 船員の突発的な病気等による急な下船や、症状の悪化による長期休業等はありませんでしたか？
- ✓ 採用し、育成した船員の人間関係を理由とした退職はありませんでしたか？

❖ 船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

- ✓ 船員の健康状態(持病・服薬状況、通院状況等)をしっかりと把握した上で、船員の配乗管理等ができていますか？
- ✓ 船員のメンタルヘルスの状態を把握できていますか？

船員を取り巻く環境は・・・

- ✓ 船員の疾病のうち、約半数が生活習慣病
- ✓ 船員の疾病による死亡者の約9割が生活習慣病に関連する疾患によるもの
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、メタボリックシンドロームの割合が10%以上高い
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、喫煙者の割合が10%以上高い
- ✓ 船員における高ストレス者の割合は、陸上の労働者と合わせた中でも、製造業に次いで高い値
- ✓ 船員の中では、「人間関係」を高ストレスの要因としている者の割合が高い
- ✓ 船員に対する労働負荷の要因は様々 …etc.



意欲ある人材が船員として健康に長く働き続けるには、一層の船員の健康管理が必要です

新たに導入される4つの制度

❖ 新たに導入される4つの制度とは？

- ✓ 船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)において、次の通り、船員の健康確保に関する新たな制度が設けられました。

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握(→健康障害の防止措置)
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導 等



② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出(※1)
- 診断結果等の記録・保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置(※2) 等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録・保存
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置(※2) 等



④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施(※1)
- 検査結果の記録・保存
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置(※2) 等



※1 船員のうち「常時使用される船員」(次頁参照)が対象

※2 就業場所の変更、乗船期間の短縮等

❖ 上記制度の義務付けの対象となる船舶所有者は？

① 船員向け産業医制度

③ 過重労働対策

④ メンタルヘルス対策

▶ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」(次頁参照)

が実施義務の対象となります。

※ 当該船舶所有者以外は「努力義務」となりますが、船員の健康確保を図るため、実施に努めて頂きますようお願いいたします。

② 健康検査結果に基づく健康管理

▶ 「すべての船舶所有者」

が実施義務の対象となります。

新たに導入される4つの制度

Point!!

◇「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」とは？

◆「常時50人以上の船員」とは？

「常時50人以上の船員」の「船員」とは、いわゆる常用雇用の船員のみが該当するのではなく、例えば、臨時雇い(期間雇用等)の船員であるか否かを問わず、季節的事業において使用される船員についても、当該「船員」に該当します。

- 派遣船員については、派遣先である船舶所有者と、派遣元事業主である船舶所有者の双方において、当該「船員」の数に含めることになります。

◆「常時～使用する」とは？

「常時50人以上の船員を使用」とは、常態として、使用している船員の数が50人以上であることをいうものです。

例えば、怪我や病気等により急な船員の下船があった場合に、当該船員を予備船員として雇用を維持しつつ、代替要員の補充のために採用をした場合の船員の増員については、常態として使用されていた船員に加えて、その船員の下船期間に限り代替的に増員したものであるため、「常時～使用する」には該当しません。

⇒ 上記のケースの「船員」の数のカウントとしては、下船した船員の人数を下船後も引き続き含める一方で、補充した船員の数を含めないことになります。

- 上記「船員の定義」とおり、臨時雇いの船員や派遣船員も、「常時50人以上の船員」の「船員」の定義には含まれますが、上記のような代替的な増員に該当する場合には、「常時～使用する」には該当しないことになります。
- 他方で、増員であっても、体制強化等のために定常的な増員をするような場合は、当該増員した船員は、「常時～使用する」に該当することになります。

※ 次の「常時使用する船員」とは「船員」の範囲が異なりますのでご注意ください。

Point!!

◇「常時使用する船員」とは？

- 「常時使用する船員」とは、次のいずれかに該当する船員のことを指します。

- ① 期間の定めのない契約により使用される船員
- ② 期間の定めのある契約により使用される者であって、1年以上使用されることが予定されている船員
- ③ 期間の定めのある契約により使用される者であって、契約の更新(当該期間の延長)により1年以上使用されている船員

- 上記の「期間」には、雇入契約の期間だけでなく、下船時の雇用契約の期間(予備船員としての期間等)も含まれます。

- 季節的事業における船員(事業期間中「常態」として使用されているものに限る。)については、当該季節的事業の終了後に一旦雇用契約が満了しますが、翌年又は翌年度以降も同様に使用されることが予定されている者については上記②の船員として扱います。また、翌年又は翌年度以降も同様に使用されることが予定されていない者であっても、翌年又は翌年度に同様に使用された者については上記③の船員として扱います。



第Ⅱ章

船員向け産業医制度の概要

- この章では、船員向け産業医の概要、選任等に関して必要な手続き等について説明します。
- 本章の内容を踏まえ、船員向け産業医の選任手続きや選任後の必要な措置等を講じていただきますようお願いします。

船員向け産業医とは

❖ 船員向け産業医とは？

- ✓ 船員向け産業医とは、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)に基づき、船舶所有者による「船員」に対する健康管理について、医学的な立場から助言・指導等を行う医師です。
- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」において、選任することが義務付け(※)られています。
 - ※ 船員向け産業医は、「専属」である必要はありません。
上記以外の船舶所有者は努力義務となっています。

❖ 船員向け産業医の職務は？

- ✓ 船員向け産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを職務として行うことになります。

- ① 健康検査の結果に基づく船員の健康の保持
- ② 長時間労働の船員への面接指導の実施
- ③ ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導
- ④ 作業環境の維持管理(※1)
- ⑤ 作業の管理(※2)
- ⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理(※3)
- ⑦ 健康教育・健康相談
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 船員の健康障害の原因調査及び再発防止措置



※1 「作業環境の維持管理」とは、有害物質、温度、湿度等に関する労働衛生関係設備の適正な維持管理、作業環境測定、その結果の評価及びその評価に基づく事後措置に関すること等をいいます。

※2 「作業の管理」とは、有害業務における作業方法の適正化、保護具の適正使用、作業時間等の適正化及び作業姿勢の改善に関すること等をいいます。

※3 「①～⑤以外の船員の健康管理」とは、次の職務が一例として想定されます。

- ・ 健康に関する計画の企画・立案に参画すること
- ・ 化学物質等の有害性の調査及びその結果に基づく措置に関すること
- ・ 疾病管理及び救急措置に関すること 等



船員向け産業医は、診療行為(疾病の診断・治療等)を行うことはありませんので、ご注意ください。

船員向け産業医とは

❖ 船員向け産業医の権限は？

- ✓ 船員向け産業医には、船員労働安全衛生規則に基づき、船員の健康管理等をなし得る権限を与えなければならないこととされています。
- ✓ なお、上記の権限には、次の権限が含まれます。

- 船員の健康確保が必要と認める場合に、船員の健康管理等について、**船舶所有者に対して必要な勧告**をすることができること。



- ◆ 産業医は上記勧告をしようとするときは、あらかじめ勧告の内容について船舶所有者の意見を求めなければなりません。
- ◆ 船舶所有者は、上記勧告を受けたときは、それを尊重しなければなりません。
- ◆ 船舶所有者は、上記勧告を受けたときは、遅滞なく、勧告の内容や講じようとする措置の内容等を安全衛生委員会に報告しなければなりません。
- ◆ 船舶所有者は、勧告の内容や講じた措置の内容等について、記録をし、それを3年間保存しなければなりません。
- ◆ 船舶所有者は、上記勧告をしたことを理由に、産業医に対し、解任等の不利益な取扱いをしてはいけません。

- 船員の健康管理等について、**次に掲げる者に対して勧告、指導又は助言**を行うことができること。

- ・ 総括安全衛生担当者又は船長 ⇒ **勧告**
- ・ 安全担当者、船舶に乗り組む医師、衛生管理者、衛生担当者、労務管理責任者、その他船員の健康管理を行う者 ⇒ **指導・助言**



- ◆ 船舶所有者は、上記勧告、指導又は助言をしたことを理由に、産業医に対し、解任等の不利益な取扱いをしてはいけません。

- 船員の健康管理等について、**総括安全衛生担当者又は船長**に対して意見を述べること。
- 船員の健康管理等を実施するために**必要な情報を船員から収集**すること。
- 船員の健康確保のため緊急の必要がある場合において、**船員に対して必要な措置をとるべきことを指示**すること。

産業医の選任と必要な手続き等

❖ 船員向け産業医の要件は？

- ✓ 船員向け産業医の要件は、陸上制度の産業医と同じで、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、次のいずれかの要件を備えた医師となっています。

- 厚生労働大臣の指定する者(日本医師会、産業医科大学)が行う研修を修了した者
- 産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者
- 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

- ✓ なお、次に該当する者を船員向け産業医として選任することはできませんので、ご注意ください。

- ◆ 船員所有者が法人の場合は当該法人の代表者
- ◆ 船舶所有者が個人である場合は当該個人
- ◆ 船員を使用して船舶所有者が行う事業の実施を統括管理する者

❖ 船員向け産業医の選任のタイミングは？

- ✓ 船員向け産業医は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当した日から14日以内に選任しなければなりません。
- ✓ また、選任をしていた船員向け産業医の辞職等により、船員向け産業医に欠員が生じた場合には、当該「欠員が生じた日」から14日以内に選任しなければなりません。

産業医の選任と必要な手続き等

❖ 船員向け産業医の選任時の手続きは？

《地方運輸局長への産業医選任報告書の提出》

- ✓ 船員向け産業医を選任したときは、遅滞なく、所管地方運輸局長^(※)に「産業医選任報告書」を提出しなければなりません。

※ 主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を管轄する地方運輸局長（神戸運輸監理部長、沖縄総合事務局長を含む）

報告書の提出は、最寄りの運輸支局又は海事事務所を經由して行うことも可能です。

- ✓ なお、船員向け産業医を複数人選任することは可能ですが、その場合は、各産業医についてそれぞれ報告書の作成・提出が必要となりますのでご注意ください。

産業医選任報告書

第一号様式（第十条の二関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

産業医選任報告書			
地方運輸局長 運輸監理部長 殿		令和 5 年 4 月 1 日	
船舶所有者の名称 株式会社〇〇汽船 住所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇			
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地	東京都千代田区 霞ヶ関〇-〇-〇	常時使用する船員の数	100人
産 氏名 (フリガナ)	コクド タロウ 国土 太郎	生年月日	昭和〇年 〇月〇日
業 選任年月日	令和5年4月1日	新任又は交代の別	新任・交代
産業医の医籍番号等	種別 1 - 医籍番号 123456		
参考事項	※ 赤字は記載例		

「産業医選任報告書」の様式は、下記URLのウェブページに掲載していますので、ダウンロードの上、ご利用ください。

【URL】
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html



《安全衛生委員会への報告》

- ✓ 船舶所有者は、船員向け産業医を選任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければなりません。
- ✓ 当該産業医が辞任したとき・解任されたときも報告が必要となります。

産業医の選任と必要な手続き等

❖ 船員向け産業医の選任後の手続きは？

《産業医の業務に関する事項の周知》

- ✓ 船舶所有者は、船員に対し、次の通り、産業医の業務に関する事項について周知しなければなりません。

(周知すべき事項)

- 産業医の業務の具体的な内容
- 産業医に対する健康相談の申出の方法
- 産業医による船員の心身の状態に関する情報の取扱い方法

(周知の方法) ※次のいずれか

- 船内の船員の見やすい場所への常時掲示又は備置き
- 船員への書面の交付
- 内容を常時確認できる電子機器(パソコン等)の船内設置

《産業医に対する情報提供》

- ✓ 船舶所有者は、産業医に対し、次の通り、情報提供しなければなりません。

※ 下記青字⇒は情報提供のタイミング

- 健康検査の診断結果、長時間労働に係る面接指導結果、高ストレス者への面接指導結果に応じて講じた(講じる)就業上の措置の内容(措置を講じない場合はその旨・理由)
⇒ 上記措置に関する医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供
- 長時間労働の船員への面接指導に係る長時間労働の基準に該当した船員の氏名及び当該労働時間に関する情報
⇒ 上記労働時間の算定を船舶所有者が行った後、速やかに提供
- 上記のほか、船員の業務に関する情報であって、産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
⇒ 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供

産業医の選任と必要な手続き等

◆ 船員向け産業医はどう探すの？

✓ 次のような産業医サービスの提供又は産業医の紹介を行っている機関等がありますので、各機関にご相談ください。

- 地域の医師会(産業医の紹介を実施)
- 産業保健サービスを提供している会社
- 産業医の紹介を行っている会社

✓ また、近隣の医療機関や健診を依頼している機関でも、産業医サービスを提供している場合がありますので、各機関にご確認ください。

Point!!

◇ 船員向け産業医による派遣船員への対応

- ✓ 派遣中の船員に対しては、下記表の「○」を付した措置について、派遣元又は派遣先が実施していただくことになります。
- ✓ 派遣元と派遣先で連携を図りながら、適切な措置等を実施してください。

必要な措置等		派遣元	派遣先
産業医の職務	① 健康検査の結果に基づく船員の健康保持	○	—
	② 長時間労働の船員への面接指導等	○	—
	③ ストレスチェック及び面接指導等	○	—
	④ 作業環境の維持管理	—	○
	⑤ 作業の管理	—	○
	⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理	○	○
	⑦ 健康教育・健康管理	○	—
	⑧ 衛生教育	○ ^(※1)	○ ^(※2)
	⑨ 船員の健康障害の原因調査・再発防止措置	—	○
産業医による船内巡視(年1回)、衛生管理者等による巡視結果の報告(月1回)		—	○

※1 船内の安全・衛生に関する基礎的事項に関するもの。

※2 船内の危険・有害な作業の作業方法等に関するもの。

第三章

船員向け産業医の主な役割

- この章では、船員向け産業医の主な役割について説明します。
- 船員の健康確保に関する新たな制度の実施のほか、船員向け産業医に求める役割は、各船社等の実情等に応じて様々かと思いますが、本章の内容を踏まえ、産業医によるサポート等を受けながら、船員健康確保や職場環境の改善に努めていただきますようお願いします。

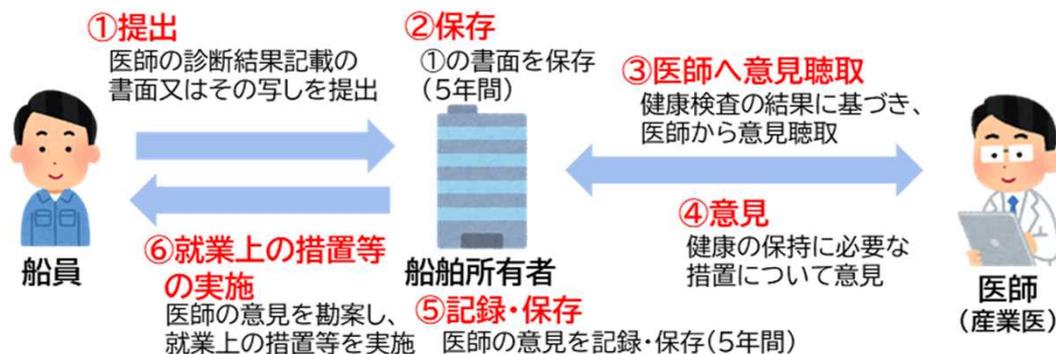
健康検査結果に基づく健康管理

❖ 健康検査結果に基づく健康管理

- ✓ 船舶所有者は、健康検査を受検した「常時使用する船員」より当該検査に係る医師による診断結果を提出させ、当該診断結果において「異常」の所見があると診断された船員について、船員の健康を保持するために必要な措置について医師の意見聴取を実施。当該医師の意見を勘案し、必要と認めるときは、就業上の措置等^(※)を実施しなければなりません。

※ 就業上の措置等とは、例えば、就業場所の変更、乗船期間短縮等のほか、船内の作業環境測定、設備の設置等

健康検査結果に基づく健康管理



- ✓ 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康保持に努める必要があると認める船員に対し、医師又は保健師による保健指導に努めなければなりません。

❖ 船員向け産業医の主な役割

- ✓ 船員向け産業医には、健康検査結果に基づく健康管理において、主に、次の役割を担っていただくことになります。

○ 船舶所有者からの意見聴取への対応【上記図中④関係】

⇒ 健康検査の結果に基づき、健康検査を受けた船員の健康保持のために必要な措置について、船舶所有者に意見等を提示

注) 船舶所有者は、産業医(医師)から、意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、当該情報を提供しなければなりません。

○ 船員に対する保健指導の実施【船舶所有者による努力義務】

⇒ 健康検査の結果に基づき、特に健康の保持に努める必要があると認める船員に対し、保健指導を実施

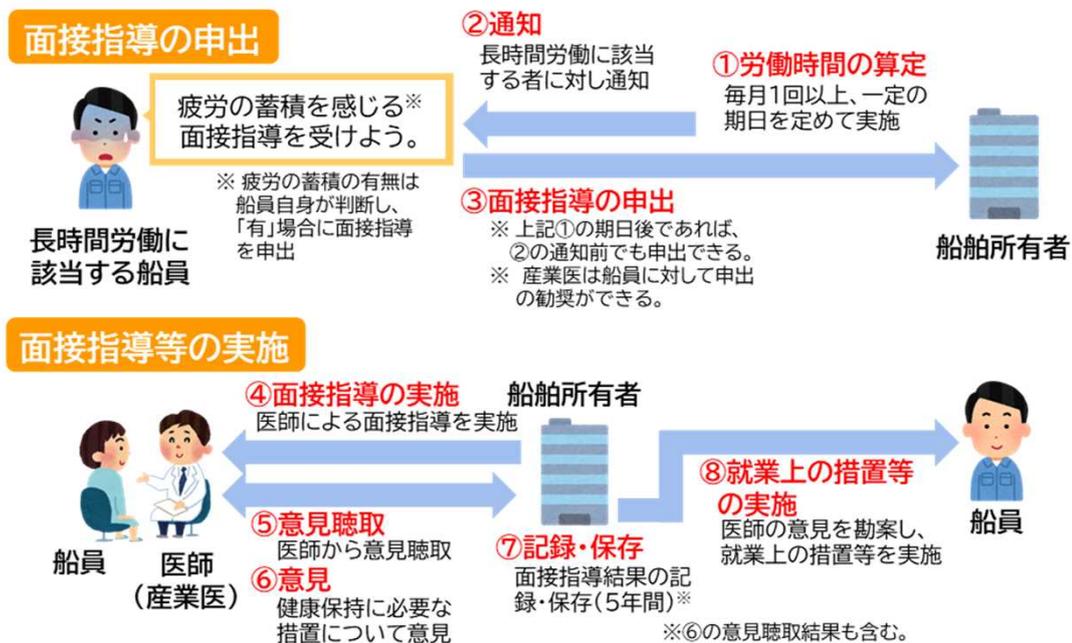
過重労働対策

❖ 長時間労働の船員に対する面接指導等

- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」は、長時間労働^(※1)を行い、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ✓ その上で、上記の面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について医師への意見聴取を行い、当該医師の意見を勘案し、必要と認めるときは、就業上の措置等^(※2)を実施しなければなりません。

※1 長時間労働に関する基準は次ページ参照

※2 就業上の措置とは、例えば、就業場所の変更、乗船期間短縮等



❖ 船員向け産業医の主な役割

- ✓ 船員向け産業医には、過重労働対策において、主に、次の役割を担っていただくこととなります。

○ 船員に対する面接指導の申出の勧奨【上記図中③関係】

⇒ 長時間労働に該当する船員に対し、申出を勧奨

○ 申出のあった船員に対する面接指導の実施【上記図中④関係】

⇒ 船員の勤務状況、疲労の蓄積状況、その他心身の状況等を確認

○ 船舶所有者からの意見聴取への対応【上記図中⑥関係】

⇒ 面接指導の結果に基づき、面接指導を受けた船員の健康保持のために必要な措置について、船舶所有者に意見等を提示

過重労働対策

Point!!

◇ 面接指導に係る長時間労働の基準は？

- ◆ 1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり80時間を超える者(計算式は次の通り)

計算式

1月の労働時間の合計 - (計算期間1か月の暦日数 / 7日)
× 40時間 > 80時間

1月の 暦日数	計算式	1月あたりの総労働時間が 次の時間を超えると該当
28日	28日 / 7日 × 40時間 = 160時間 160時間 + 80時間 = 240時間	240時間
30日	30日 / 7日 × 40時間 ≒ 171.43時間 171.43時間 + 80時間 ≒ 251.43時間	251時間
31日	31日 / 7日 × 40時間 ≒ 177.14時間 177.14時間 + 80時間 ≒ 257.14時間	257時間

※ 上記計算のための労働時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。

注) 上記の労働時間に係る基準は、あくまで、面接指導の対象となりうる者であるかを判断するための基準であり、船員法上の労働時間の上限(労働時間を上記時間以下の時間としなければならないもの)ではありませんのでご注意ください。

《 船舶所有者は、まずは船員の労働環境改善を!! 》

- ◆ 船員は、長期間連続乗船等が一般的であるため、長時間労働となりやすい傾向にあります。
- ◆ 長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となります。
- ◆ そこで、まずは船員の労働環境改善を考えましょう。例えば、月数回、仮バースを行う等の工夫を行い、船員の労働時間の縮減に努めましょう。

メンタルヘルス対策

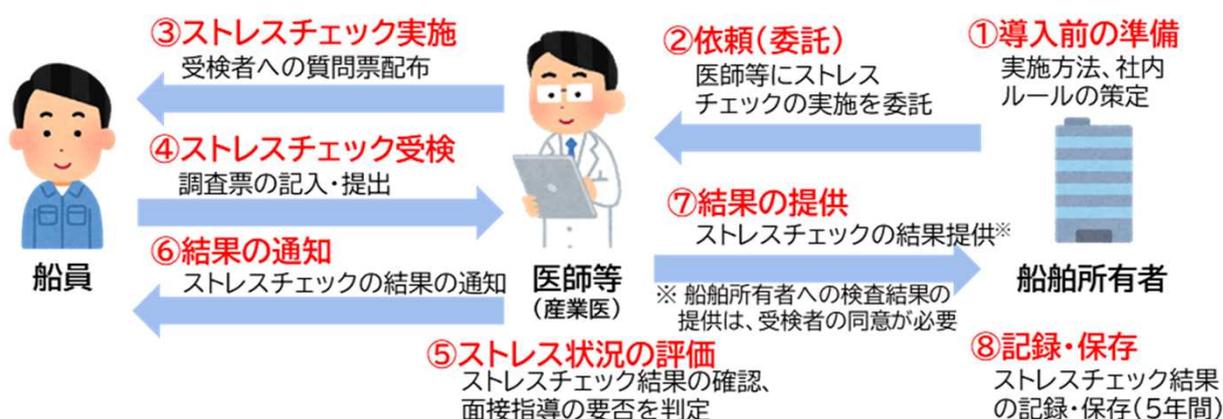
❖ ストレスチェック及び高ストレス者に対する面接指導等

- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」は、「常時使用する船員」に対し、ストレスチェックを実施し、その結果、高ストレスであった船員^(※1)からの申出に応じて、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ✓ その上で、上記の面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について医師への意見聴取を行い、当該医師の意見を勘案し、必要と認めるときは、就業上の措置等^(※2)を実施しなければなりません。

※1 心理的な負担の程度が高い者又は面接指導を受ける必要があるとストレスチェックを行った医師等が認めた者

※2 就業上の措置とは、例えば、就業場所の変更、乗船期間短縮等

ストレスチェックの実施



面接指導の実施等



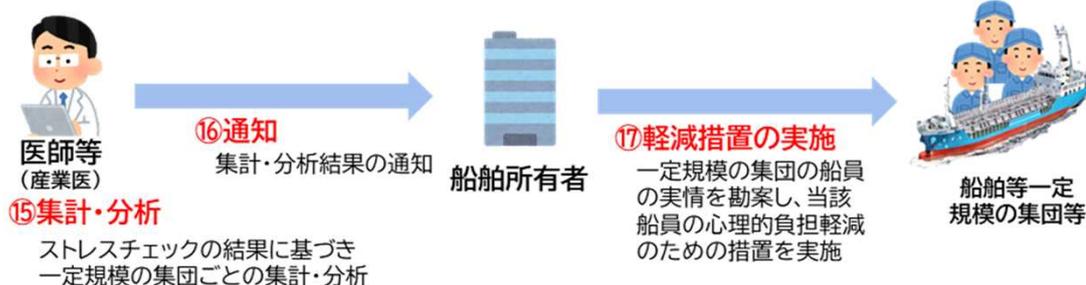
メンタルヘルス対策

- ✓ また、船舶所有者は、ストレスチェックを行った医師等^(※1)に、ストレスチェックの結果について、船員が乗り組む船舶等一定規模の集団ごとに集計・分析^(※2)させ、その結果を勘案し、必要があると認めるときは、ストレス軽減のための措置を講ずるよう努めなければなりません。

※1 医師等とは医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師

※2 上記分析は、一般的に10人以上の単位で実施することが推奨されており、「一定規模の集団」とは、職場環境を共有し、かつ業務内容について一定のまとまりをもった船舶などの集団であり、具体的な集団の単位は、船舶所有者が、その使用する船員が就労する船舶の業務の実態に応じて判断

ストレスチェック結果の集団分析(努力義務)



❖ 船員向け産業医の主な役割

- ✓ 船員向け産業医には、メンタルヘルス対策において、主に、次の役割を担っていただくことになります。

○ ストレスチェックの実施【前頁図中③、⑤～⑦関係】

- ⇒ 船員に対し、調査票を配布し、ストレスチェックの受検を依頼
- ⇒ 調査票を回収し、各受検者のストレスの程度等を確認
- ⇒ 受検者へのストレスチェックの結果の通知
- ⇒ 船舶所有者へのストレスチェック結果の提供(受検者の同意が必要)

○ 申出のあった船員に対する面接指導の実施【前頁図中⑩関係】

- ⇒ 船員の勤務状況、心理的負担の状況、その他心身の状況等を確認

○ 船舶所有者からの意見聴取への対応【前頁図中⑪関係】

- ⇒ 面接指導の結果に基づき、面接指導を受けた船員の健康保持のために必要な措置について、船舶所有者に意見等を提示

○ 集団分析の実施【上記図中⑮、⑯関係(努力義務)】

- ⇒ ストレスチェックの結果について、船員が乗り組む船舶等一定規模の集団ごとに集計・分析し、その結果を船舶所有者に通知

船員向け産業医等による船内巡視

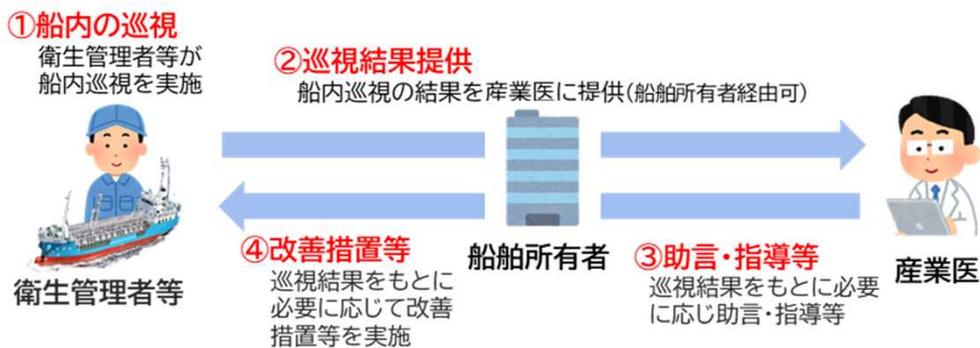
❖ 船員向け産業医等による船内巡視

- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」は、次の①②の措置により、船内の作業環境及び衛生状態を船員向け産業医に把握させ、その結果、作業方法及び衛生状態に有害のおそれがあるときは、当該産業医に、船員の健康障害を防止するための措置を講じさせなければなりません。

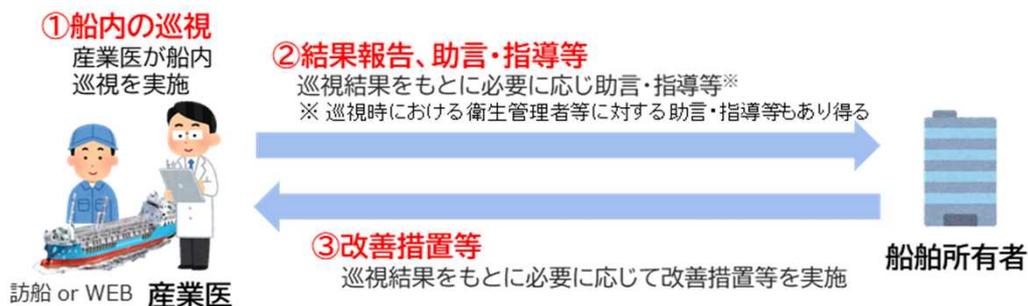
- ① 衛生管理者等^(※)による巡視結果を産業医へ提供 ⇒ **少なくとも月1回実施**
- ② 船員向け産業医による船内巡視 ⇒ **少なくとも年1回実施**

※ 衛生管理者のほか、衛生担当者、医師(船医)又は安全担当者等

衛生管理者等による船内巡視の実施(少なくとも月1回)



船員向け産業医による船内巡視の実施(少なくとも年1回)



- ◆ 船内巡視は、船員向け産業医が船員の健康管理を行う上で、船員の職場の状況を確認してもらえる貴重な機会ですので、当該産業医の意向も踏まえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。
- ◆ なお、船員向け産業医による船内巡視等における当該産業医の役割や巡視の具体的な実施方法等については、「産業医による船内巡視等の実施手順書」(23頁参照)をご覧ください。

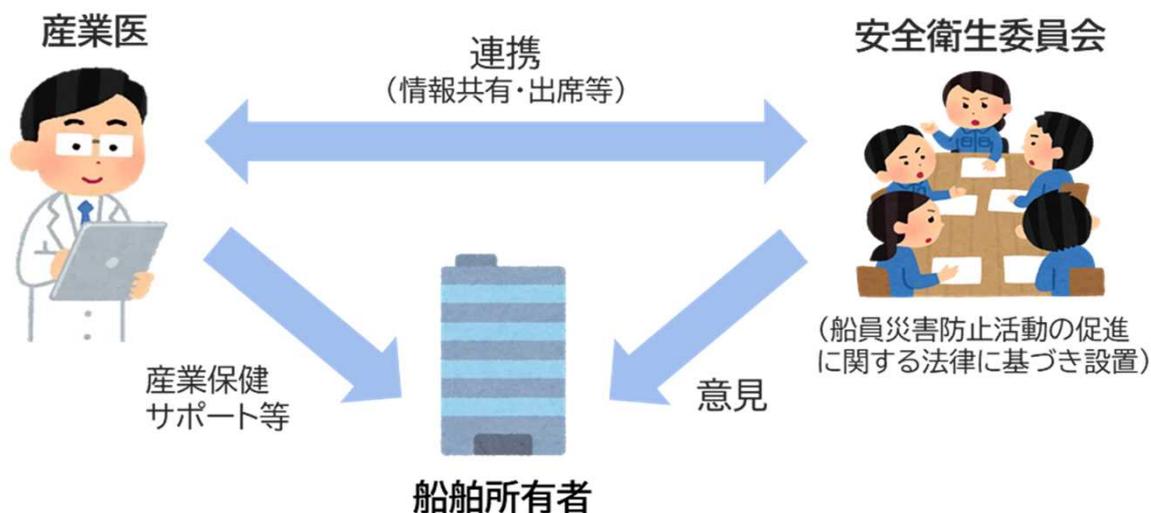
安全衛生委員会との連携

◆ 安全衛生委員会との連携

- ✓ 安全衛生委員会は、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)第11条第1項に基づき、船舶所有者の行う船員災害防止のための措置に現場の意見を反映させることを目的に、船員の危険や健康障害の防止のための基本的対策等について、調査審議を行うため、社内に設置^(※)されるものです。

※ 安全衛生委員会は、(産業医の選任と同じく)「常時使用する船員の数が50人以上である船舶所有者」に設置が義務付けられています。

- ✓ 船員の健康確保に関する取組を効果的に進めていくためには、船員向け産業医と安全衛生委員会が連携していくことが重要です。
- ✓ このため、船員向け産業医は、制度上は安全衛生委員会の委員として位置づけられてはいませんが、船員向け産業医に、安全衛生委員会への出席を依頼し、医学的な立場からの意見を述べてもらう等、調査審議に参画してもらうようにしましょう。
- ✓ 船員向け産業医の安全衛生委員会への出席を通じて、当該産業医に船員の就労実態や社内における健康上の課題等について理解を深めてもらうことで、産業保健活動の的確かつ円滑な実施にも繋がります。
- ✓ また、安全衛生委員会を通じて得られた船員向け産業医からの意見等については、適宜、各船舶(船内安全衛生委員会等)にも共有し、船内の衛生環境等の改善に繋げるようにしましょう。



その他船員向け産業医の活用

◆ その他船員向け産業医の活用

- ✓ 船員向け産業医の職務には、船員の健康管理に関するもののほか、健康教育・健康相談や衛生教育に関するもの等があります。
- ✓ 船舶所有者においては、産業医のサポートを得て、例えば、船員のための健康相談窓口の開設や健康確保のための衛生教育の実施(熱中症対策や生活習慣病対策等)等の対策を実施するとよいでしょう。
- ✓ そのほか、病気・怪我等で休職中の者の復職に当たっての相談等にも応じてもらうとよいでしょう。

注) どこまでの対応が可能かは各産業医により異なりますので、実施に当たっては各産業医にご相談ください。

Point!!

◇ 船舶所有者による対応における主な留意点等

- ◆ 船員向け産業医から適切な意見等を得られるよう、日々のコミュニケーションを心がけるとともに、当該産業医に対し、事業(運営・労務等)の状況や使用する船員の健康確保に関する課題等について、十分な説明を行い、事業の現状や使用する船員の実態について理解を深めてもらうとよいでしょう。
- ◆ 各船員に対し、就業上の措置等を検討するに当たっては、船員向け産業医と意見交換等を行うとともに、船員本人の意向等も確認した上で、適切な措置を講じるとよいでしょう。
- ◆ 上記対策による就業上の措置等の実施結果については、船員向け産業医を交えてフォローアップ等を行い、状況を踏まえ、必要に応じて追加の措置等を講じていくとよいでしょう。
- ◆ 船員に対する安全配慮義務を果たすとともに、船員が健康で長く働き続けられる職場づくりを実現するためにも、船員向け産業医による産業保健サポートを受けながら、船員の健康確保に努めましょう。

第IV章

船員向け産業医制度関係お役立ち情報

- この章では、船員向け産業医制度に関するお役立ち情報について紹介します。
- 各情報の詳細や最新の内容等については、各頁に掲載のURL又は二次元バーコードのリンク先にアクセスいただき、ご確認ください。

船員の健康確保に関する特設ウェブページ

- ✓ 国土交通省のウェブページにおいて、「船員の健康確保について」の特設ページを開設しています。
- ✓ 船員の健康確保に関する制度の概要のほか、各種関係様式や、お役立ちツールとして、本マニュアルや「産業医による船内巡視等の実施手順書」も掲載しています。

掲載情報

制度改正の概要	説明会資料	Q&A
関係様式	お役立ちツール	問い合わせ先

ホーム > 政策・仕事 > 海事 > 船員の健康確保について

船員の健康確保について

船員の健康確保について



主な施策

- 運航労働監理
- 船舶の安全・環境
- 海洋関係関連産業の振興・海洋人材育成
- 船員の現状
- 船員養成
- 船員の確保・雇用対策
- 外航海運
- 内航海運
- 造船・船用工業
- 海技資格・免許

法令改正の概要

船員の心身の健康確保を図るため、「[船員の働き方改革の実現に向けて](#)」（令和2年9月船員部会取りまとめ）及び「[船員の健康確保に向けて](#)」（令和2年10月船員の健康確保に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、陸上における取組も参考にしつつ、（1）産業医の導入、（2）健康診断のあり方、（3）過重労働対策、（4）メンタルヘルス対策について、令和5年4月より新たな制度が開始されます。

◆省令改正
「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省例第42号）
【施行日：令和5年4月1日】

【URL】

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html



船員の健康確保について

で検索!!



船員向け産業医に関する支援ツール

❖ 船員向け産業医になられる方のために(視聴覚教材)

- ✓ 船員向け産業医が船員労働の特殊性や船内環境等を学ぶための視聴覚教材です。(一般財団法人海技振興センター作成)

第二章 海上労働の特殊性

機関室
機関室内
段差や突起物に注意

【URL】
http://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

❖ 産業医による船内巡視等の実施手順書

- ✓ 船内巡視等が適切かつ円滑に実施されるよう、船内巡視の進め方の一例や巡視時のチェックポイント・留意点を示した手順書です。

産業医による船内巡視等の実施 - 手順書 -

令和5年2月
国土交通省海事部

訪船する際の船内巡視の実施

▶ 主機、発電機、スラスタ室、舵機室、舳室

〇 検定項目
 温度 ○ 湿度 ○ 騒音 △ 騒音 ○

※〇(測定を推奨) △(可能ならば測定したい) ※△(測定は不要)

〇 この場所の特徴

- エンジン、発電機、ポンプ等各種機器が設置されている場所である。
- 各種機器について定期的に機関士が検査、整備する場所である。

〇 チェックポイント

熱中症のリスク

- 水分・塩分補給や休憩時間の確保はできているか？
- 空気の効いた休憩室等が付帯に存在するか？

騒音・振動のリスク

- 平均して85dB(A)の騒音源となりうる設備を把握できているか(騒音測定を実施しているか)？
- 15分未満の短時間でも120dB(A)を超える騒音が発生していないか？
- 異常の騒音が存在する作業場に騒音作業機であることを指示しているか？
- 騒音源を囲む、遮音壁を設置する等の騒音源対策が実施されているか？
- 騒音が発生している場所で作業をする場合は聴覚(防音)保護員(耳栓・イヤーマフ)の装着が義務付けられているか？
- 作業中の聴覚(防音)保護員(耳栓・イヤーマフ)の装着状態は適切か？
- 聴覚(防音)保護員の正しい装着方法を教育しているか？
- 聴覚(防音)保護員は各個人に配布されており、劣化時には容易に交換できているか？
- 騒音を避けることができる休憩室等が付帯に存在するか？

船骨結核(肺結核、肺病等)のリスク

- 不良な作業姿勢(前かがみ、腰部の過伸展)はないか？
- 長時間の座位/立位作業はないか？

創傷(はさまれ、巻き込まれ)のリスク

- 各種機器作動時の安全対策が実施されているか？
- 各種機器の使用者に安全教育が実施されているか？

その他のリスク

- 作業に必要な適切な湿度が保たれているか？
- 交脚靴による不感等がないか？
- 整理のない作業計画(シフト、勤務時間、作業人数)が補われているか？
- 緊急時に備わっている対応できるマニュアル等が整備されているか？

訪船する際の船内巡視の実施

機関室内の湿度、騒音、気圧は？

主機

機関室入口(左)と 機関室(右)

船内巡視の際は、機関室入口付近に注意する。過度な騒音にさらされるのを防ぐために、聴覚(防音)保護員(耳栓・イヤーマフ)の装着が義務付けられている。

機関室入口

タービン室入口

主機

機関室内の湿度、騒音、気圧は？

主機

機関室 主機から傳られた動力をプロペラに伝える役割を担う。

【騒音の測定について】
産業医が船内巡視をする際は、主に停泊中であり、機が予想されることから、(可能であれば)停泊中ではな

【手順書(PDF)】

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001585434.pdf>

船舶所有者等への各種支援

❖ 全国健康保険協会(船員保険部)による支援

- ✓ 産業医による健康相談など、船員の健康管理を支援するメニューを提供していますので、ご活用ください。

<p>産業医健康面談</p> <p>申込みできる方 船舶所有者 (※)</p>  <p>産業医によるオンライン面談（健康相談）を利用できます。月に1回、船員の健康相談や船舶所有者の健康管理に関する相談等に対して助言を行います。</p>	<p>出前健康講座</p> <p>申込みできる方 船舶所有者 (※)</p>  <p>研修会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。生活習慣病予防、メンタルヘルス等、各種テーマをご用意しています。</p>	<p>船員保険卒煙プロジェクト</p> <p>申込みできる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>医師開発アプリを使ったオンラインによる禁煙プログラムを利用できます。禁煙補助剤を用いた禁煙支援で、通院不要、費用無料です。</p>
<p>船員保険電話健康相談</p> <p>利用できる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>医師、看護師等が24時間、医療や健康やメンタルヘルスの相談をお受けします。ご自宅や勤務先の近くなどご要望に沿った医療機関情報もご案内します。</p>	<p>生活習慣病予防健診</p> <p>利用できる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>35歳以上の方はがん（胃・肺・大腸）検診を含む健診を受診できます。一般健診・巡回健診は無料で受けることができます。</p>	<p>特定保健指導</p> <p>利用できる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>健診結果等からメタボ該当もしくは予備群と判定された方に保健師等が様々な働きかけやアドバイスを無料で行います。</p>

※「産業医健康面談」及び「出前健康講座」は、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者専用の支援メニューとなります。

【URL】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/>



❖ 産業保健に関する相談窓口

- ✓ 産業保健に関する相談窓口が下記の通り設置されていますのでご活用ください。

《全船舶所有者向け》

○ 産業保健総合支援センター（各都道府県に1カ所）

- ◆ 産業保健スタッフに対する専門的研修の実施・専門的相談への対応
- ◆ メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援

【URL】 <https://www.johas.go.jp/Default.aspx?TabId=578>

《常時使用する船員が50人未満の船舶所有者向け》

○ 地域産業保健センター（各都道府県に数カ所から十数カ所）

- ◆ 長時間労働者・高ストレス者の面接指導、健康診断結果の医師からの意見聴取
- ◆ 個別訪問による産業保健指導の実施

【URL】 <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/333/default.aspx>

船員の健康確保に関する問い合わせ先一覧

船員の健康確保に関する新たな制度についてご不明な点等がございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

問い合わせ先	電 話	E-mail等
北海道運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	011-290-2772	hkt-kaigi-shikakuka@mlit.go.jp
東北運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	022-791-7524	tht-seninhou-houkoku2021@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	045-211-7232	—
北陸信越運輸局海事部 船員労働環境・海技資格課	025-285-9159	hrt-kaiji-kaigishikaku@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	052-952-8027	cbt-senin-hatarakikata@gxb.mlit.go.jp
近畿運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434	kkt-senin@ki.mlit.go.jp
神戸運輸監理部海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	078-321-7053	kbm-seninrodo@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	082-228-8707	cgt-kaian-shikaku@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	087-802-6831	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=sikoku_form.html
九州運輸局海上安全環境部 船員労働環境課	092-472-3175	qst-kaian-seninrodo@gxb.mlit.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838	senintoukei.a9s@ogb.cao.go.jp
国土交通省海事局船員政策課	03-5253-8647	hqt-senin@mlit.go.jp

上記の各地方運輸局等(海事局船員政策課除く)においては、「船員労働の総合相談窓口」を設置し、船員の働き方改革(船員の健康確保を含む)をはじめとした様々なご相談を受け付けています。

【総合相談窓口パンフレット(PDF)】

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001488541.pdf>



船員向け産業医 選任・活用マニュアル ～船員の健康確保に向けて～

船員の
働き方改革